

達 示 第 1 6 号
令和 7 年 5 月 1 日

札幌刑務所長 遊 佐 篤 史

「未決拘禁者所内生活心得の制定について」の一部改正について
標記について、令和 6 年 7 月 5 日付け達示第 2 6 号「未決拘禁者所内生活心得の制定について」を、下記のとおり一部改正する。

なお、各支所においては、その実情に応じ、本達示の趣旨に反しない限度で支所長指示を定めて運用することとして差し支えない。

記

「未決拘禁者所内生活心得」別冊 2（自弁物品許可品目表）の「1 未決拘禁者自弁日用品許可品目表」、「2 未決拘禁者自弁衣類及び寝具許可品目表」及び「3 未決拘禁者自弁飲食物許可品目表」を、別紙のとおり改める。

みけつこうきんしゃしよないせいかつこころえ
未決拘禁者所内生活心得

じべんぶつびんきよかひんもくひょう
(自弁物品許可品目表)

べっさつ
別冊 2

さっぽろけいむしよ
札幌刑務所

1 未決拘禁者自弁日用品許可品目表

区分	品名	購入数量基準	指定業者	摘要	
1 室内装飾品	生花		○		
	花瓶	1 個	○		
	写真立て	1 個	○	木製又は合成樹脂製のもので、15×20cm以内のもの。	
2 タオル類	タオル	1 枚		特定の記号、標識、図柄、記名文字等が入ったものは除く。 バスタオルの大きさは60×120cm以内	
	バスタオル	1 枚			
	ハンカチ	2 枚			
3 石けん類	石けん	浴用（固形）	1 個	○	女性に限る。
		浴用（液体）	1 個		
		洗顔フォーム	1 個		
		洗濯用	1 個		
	石けん容器	浴用	1 個		材質は不燃性のもので、合成樹脂製。金属製及びあかこすり等特別な細工の施されたものは除く。 洗濯石けん用は女性に限る。
		洗濯石けん用	1 個		
		シャンプー	1 個	○	容量300ml以下の液体状のもの。
	リンス	1 個			
4 調髪用具	くし	1 本	○	ヘアブラシを含む。合成樹脂製又は竹製・木製のもの。	
	整髪料	1 個	○	ポマードを含む。	
	ヘアピン	各1パック		かぎピンを含む。 女性に限る。	
	髪止めゴム				
5 ひげそり用具	電池式かみそり	1 個	○	収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。	
	シェービングクリーム	1 個	○		
6 歯磨き用具	歯ブラシ	1 本		材質は不燃性のもので、合成樹脂製。	
	デンタルフロス	1 袋			○
	歯磨き	1 個	○	金属製容器入りのものは除く。	
	歯ブラシケース	1 個		材質は不燃性のもので、合成樹脂製。	

	区 分	品 名	購入数量 基準	指定 業者	摘 要
7	ちり紙	ちり紙	2個	○	1,000枚程度 水溶性で、香料臭のないもの。
		トイレットペーパー	3個		
8	耳かき等	耳かき	1本	○	竹製又は合成樹脂製のもの。
		綿棒	必要量		
9	食器類	箸	1膳		木製、竹製又は合成樹脂製のもの。
		箸容器	1個		木製又は合成樹脂製のもの。金属製のものを除く。
		食品容器	2個	○	食品等保管用タッパー
		コップ	1個	○	合成樹脂製のもの。
		つまようじ	1束	○	木製のもの。
10	クリーム類	クリーム類	指定数	○	
		汗止め用粉末	1個	○	パフ及びパフケースを含む。
		制汗剤 (スティックタイプ)	各1個	○	無香料、ノンアルコールタイプのものに限る。スプレー式のもの を除く。 「指定」
		制汗剤 (シートタイプ)			
		化粧水	各1個	○	容量300ml以下のもの。
乳液					
11	生理用品	生理用ナプキン	各1袋		妊産婦用品を含む。未開封で、香料臭のないもの。 女性に限る。
		おりものシート			
12	履物	サンダル	1足	○	スリッパを含む。ビニール製ゴム底のもの。
13	座布団	座布団	1枚		カバーを含む。80×80cm以内のもの。 ジェル状製のもの除く。
14	ハンガー	ハンガー	1個	○	40×20cm以内の合成樹脂製のもの。
15	洋服カバー	洋服カバー	1個	○	
16	手提げ袋	手提げ袋	3枚	○	50×39×13cm以内の紙袋
17	ふろしき	ふろしき	1枚		75×75cm以内の布製のもの。特定の記号、標識、図柄、記 名文字等の入ったものは除く。

区分	品名	購入数量 基準	指定 業者	摘要
18 文房具	消しゴム	各1個	○	大きさは3×5×2cm以内、白色系統の香料臭のないもの。
	砂消しゴム			大きさは3×5×2cm以内、香料臭のないもの。
	砂付き消しゴム			大きさは3×6×2cm以内、香料臭のないもの。砂付き消しゴムの場合は、他の消しゴムの使用は許可しない。
	色鉛筆	各1本 又は1セット	○	鉛筆削りを用いないものに限る。 青色、赤色及び多色セットに限る。
	シャープペンシル	1本	○	材質は不燃性のもので、ペン軸は合成樹脂製のもの。金属製のものを除く。替え芯は、黒色（HB・B・Hの3種）に限る。
	シャープペンシル （替え芯）	1個		
	ボールペン	各1本	○	材質は不燃性のもので、ペン軸は透明な合成樹脂製のものに限る。青色、黒色又は赤色（ジェルインクを含む。）に限る。購入時、特に指定のない場合は、黒色のものとする。
	ボールペン （替え芯）			
	サインペン	1本	○	合成樹脂製のもので、金属製のものを除く。 青色又は黒色、太さは細字・中字・太字のものに限る。
	筆ペン	1本	○	合成樹脂製のもので、色は黒色。インクカートリッジを含む。
	万年筆	1本	○	材質は不燃性のもので、金属製のものを除く。 青色又は黒色に限る。
	万年筆 （スペアインク）	1個		
	蛍光ペン	各1本	○	プラスチック軸等鉛筆型の簡易なもの。色は単品購入できるものに限り、桃色、黄緑色又は黄色とする。
	雑記帳	各1冊		金具とじの付いたものは除く。
	日記帳			
	色紙	必要数		短冊を含む。
	カーボン紙			
	けい紙その他の 筆記用紙			白紙及び原稿用紙を含む。
下敷き	1枚		材質は不燃性のもので、合成樹脂製。大きさはA4判以下のもの。金具類の付属したもの及び袋状のものは除く。	
定規	1本		材質は不燃性のもので、合成樹脂製。30cm用以下の直定規に限る。	
筆入れ	1個		材質は不燃性のもので、合成樹脂又は布製のもの。	

	区 分	品 名	購入数量 基準	指定 業者	摘 要
18	文房具	板目紙	必要数	○	訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合に限る。
		とじひも			
		インデックス			
		付箋			
		ファイル			
19	計算機類	電池式計算機	1台	○	電池を含む。
		そろばん	1丁		
20	信仰上 必要な 物品	数珠	1本	○	飾り部分の長さを含め、最大伸長時の円周が60cm以内で、金属製及びガラス製ではないもの。
		ロザリオ			
		礼拝用マット	1枚		大きさは70×110cm以内、金属を含まない布製のものに限る。
		礼拝用スカーフ	1枚		大きさは70×70cm以内、金属を含まない布製のものに限る。 女性に限る。
21	パズル	パズル (ルービックキューブ)	1個	○	
22	手袋、 マスク その他の 身体に 装着する 物品	手袋	1個	○	軍手及びゴム手袋を含む。
		耳袋	1個		
		マスク	指定数		購入数量基準について、箱入り(50枚)は1箱、個包装(7枚)は2袋
		耳栓	1組		
		使い捨てカイロ	1袋		
		尿取りパッド	2袋		失禁があるなど、特に必要と認められる場合に限る。
23	通信用品	封筒	20枚	○	縦型又は横型一重の長封筒で、香料臭のないもの。現金書留封筒・定形外封筒を含む。航空郵便封筒は、特に認められた場合に限る。
		郵券	20枚		
		はがき	10枚		通常はがき及び私製はがきとする。ただし、私製はがきは、日本郵政の通常はがきと同等の大きさのものとし、紙製に限る。 往復はがき及び航空書簡(はがきを含む。)は、特に認められた場合に限る。
		郵便書簡	10枚		
		通信用紙	1冊		罫線入りで100枚綴り以内のものとし、香料臭のないもの。

	区分	品名		購入数量 基準	指定 業者	摘要
24	印紙	印紙		必要数		証紙を含む。
25	印鑑	印鑑		1本		必要時に限り、印鑑使用願により使用を認める。 印鑑ケースを含む。
26	かつら	かつら		1個		特に必要と認める場合に限る。
27	補正器具等	眼鏡		必要数		<p>品質、規格、数量及び使用期間等は、審査の際、使用目的に対応するものを、その都度、個別に指定する。</p> <p>眼鏡レンズは、原則として、色付きを除く。コンタクトレンズは、カラーコンタクトを除く。</p> <p>眼鏡ケースは、金属製のものを除く。</p> <p>眼鏡拭きの大きさは、30cm角以下とする。</p> <p>洗浄用クリーナー、義歯洗浄カップ、補聴器用電池を含む。</p> <p>サポーターは、原則として、金具入りのものを除く。</p> <p>コンタクトレンズ用洗浄剤、義歯安定剤、義歯洗浄剤、義歯洗浄カップは「指定」</p>
		眼鏡ケース				
		眼鏡拭き				
		コンタクト レンズ				
		コンタクトレンズ用 ケース				
		コンタクトレンズ用 洗浄剤			○	
		義手・義足				
		義眼				
		義歯				
		義歯安定剤			○	
		義歯洗浄剤			○	
		補聴器				
		松葉杖				
		サポーター				
ヘルニア帯						

(備考)

1 表中の「指定業者」に「○」が表示されているものは、指定業者を通じてのみ購入を許可するもので、外部からの差入れ及び携有してきたものの使用は認めません。

2 上記許可品目であっても、事情により取扱いできない場合があります。

2 未決拘禁者自弁衣類及び寝具許可品目表

区分	品名	購入数量基準	摘要
1 上衣 及び 下衣	上衣	3着	フード付きは除く。
	ワイシャツ類	3枚	開襟シャツ、カッターシャツ、スポーツシャツを含む。
	セーター類	3枚	チョッキ、カーディガンを含む。フード付きは除く。
	ズボン類	3着	スラックス（女性に限る。）を含む。
	トレーニングウェア	3着	フード付きは除く。
	オーバー類	1着	スプリングトッパー、アノラック、半てんを含む。フード付きは除く。冬期間に限る。
	ブラウス	3枚	女性に限る。
	スカート	3枚	
	ワンピース	1着	
2 下着類	長袖シャツ	3枚	下着類に限る。
	半袖シャツ又はランニングシャツ	3枚	
	パンツ	3枚	男性に限る。
	ブリーフ		
	ズロース	3枚	女性に限る。
	パンティー		
	ズボン下	3枚	
	生理帯	2枚	二重構造、ポケット状、アクティブクッション等特殊な形状のものは除く。女性に限る。
	ブラジャー	3枚	女性に限る。
	スリッパ	3枚	
	ストッキング	2足	女性の出廷時に限る。
	靴下	3足	女性はハイソックスを含めて4枚以内
	タイツ	1足	補修用ゴムひもを含む。女性の出廷時に限る。
パジャマ	2着	ネグリジェ（女性に限る。）を含む。	

	区 分	品 名	購入数量 基準	摘 要
3	寝具	掛布団	各1枚	1人用に限る。カバーを含む。
		敷布団		
		マットレス		
		敷布	2枚	1人用に限る。
		枕カバー	2枚	
		枕	1個	1人用に限る。ジェル状製のものは除く。
		毛布又はタオルケット	3枚	カバーを含む。二重毛布は除く。夏期は1枚、春・秋期は2枚

(備考)

- 1 上衣及び下衣に金具飾り及びひもが付属しており、その取り外しが出来ないものは、原則として、使用は認めません。
- 2 上記許可品目であっても、事情により取扱いできない場合があります。

3 未決拘禁者自弁飲食物許可品目表

	区 分	品 名	購入数量 基準	指定 業者	摘 要
1	糧食	米飯類	1食	○	
		パン類	6個以内		
		麺類	6個以内		
2	し好品	惣菜類		○	
		菓子			
		あめ類			
		果物類			
		調味料			
		香辛料			
		茶			
		コーヒー			
		紅茶			
		ココア			
		果実飲料			
		清涼飲料その他の し好飲料			

(備考)

- 1 上記許可品目は全て、指定業者を通じてのみ購入を許可するもので、外部からの差入れ及び携帯してきたものの摂取は認めません。
- 2 購入限度額は、1週間相当分として9,000円以内とします。
- 3 変質するおそれのあるもの及び腐敗しやすいものについては制限します。
- 4 上記許可品目であっても、季節やその他の理由により変更することがあります。
- 5 食料品及びし好品の購入については、別途指示します。